

第
1999
号

READAS
リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 3月 1日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 退職年金の損金算入時期

Q : 当社では、今月末に退職する従業員に対して、退職給与規定に基づき退職後10年間にわたって退職年金を支払うことになりました。

退職時に、この退職年金の総額を一括して未払金に計上して損金に算入したいのですが、税務上問題ないでしょうか。

A : 翌期以降分に係る金額は当期の損金に算入されません。

【解説】

法人が退職した役員や使用人に対して支給する年金は、その年金を支給すべき時の損金の額に算入します。

退職一時金の分割払いについては、その未払部分を含めて一括して損金の額に算入することができますが、退職年金においては、その年金は10年、20年という長期間にわたって支給されるものですから、その支給日が到来した都度債務の確定があったと見るのが相当と考えられています。

したがって、退職時に計算される退職年金の総額を未払金として計上しても、その未払計上した事業年度の損金の額に算入することは認められません。

ご質問の場合、退職した従業員に対する退職年金の総額を一括して退職時に未払金として計上しても、翌期以降分は当期の損金となりませんので、申告調整において所得に加算する必要があります。

